ノー・ニュークス通信 2016年5月7日配信 **┃**

原発メーカー訴訟(第一審)原告のみなさまへ

本日は、次の内容をお伝えします。

- 1. 控訴審(第二審・高裁)に向けた重要な手続きについて、お知らせします。ぜひ、お知らせに従って、控訴審の原告になってください。
- 2. 別紙で、会計正常化に向けた活動状況をお知らせしますので、ご覧ください。
- 3. そして、これらの活動をするに当たって、必要なカンパもお願いします。特に今回は「会計正常化活動支援」の項目を加えましたので、従来の「訴訟支援」か、どちらかを選択して頂きたいと存じます。(海外の原告の方は、送金が困難なため、送金できる機会がある時にお願いします。)



<控訴審原告に向けた手続きについて>

既にメールの「ノー・ニュークス通信2016年3月30日」或いは郵便の「ノー・ニュークス通信2016年4月7日」でお伝えしましたように、3月23日の第4回口頭弁論において、突然朝倉裁判長から「弁論の終結」の言い渡しがあり、弁護団は裁判の公平が侵害される恐れありと考え裁判官全員の忌避を申し立てました。

原賠法が定める責任集中主義の是非を問うこの訴訟は、社会的に大きい意義があり、法廷での議論は世界中の人々が注視しています。そして、私たちはまだその主張立証を十分に尽くしていません。

判決の日取りは、忌避審があり、確定はしていませんが7月13日午後4時に予定されています。どちらが勝(敗)訴するにせよ、判決後は高裁に控訴することになります。

控訴審において、私たちは第一審で提出した訴状及び第1~第6準備書面でより詳しく主張した内容を基礎に、原賠法の立法事実が変遷した事、及び適用違憲の詳細な主張立証を予定し、憲法と民法の研究者の意見書を準備すると共に、元原子炉設計者による「原発の欠陥」についての意見書を用意し、証人として尋問に臨む予定です。

高裁に控訴するためには、第一審判決後14日以内に控訴状と共に控訴審(第二審)原告委任状を提出する必要があります。付きましてはホームページ上から委任状をダウンロードし、「記入サンプル」を参考に委任状に署名、捺印の上、封筒に封入し、5月末必着で郵送くださるようお願い致します。その際、委任状を、高裁控訴用と最高裁上告用の2枚に署名、捺印してお送りいただけると幸いです。

委任状のダウンロードサイトは、http://nonukesrights.holy.jp/pa.htmlです。 ホームページは、http://nonukesrights.holy.jp/



<原告費を本来の使途に -会計正常化を求める依頼人になってくださいー(2)>

前回の呼びかけは「☆ノー・ニュークス通信☆2016.04.04」、メルマガをごらんください。 ここでは、会計正常化のアンケート結果の報告と添えられた声の一部を紹介します。 会計正常化へのアンケートを原告のみなさんに届けたところ、下記のような返答が戻ってきました(4月22日現在)。

発送総数1260通、回答総数489通、回答率は38.8%でした。ここで、三択の内容は以下の通りです。

- ・依頼人受諾者(102名):会計正常化に必要なら、訴訟の原告になります。
- ・賛 同 者(255名):依頼人にはなれないが、会計正常化に賛同・支援します。
- ・どちらでもない(107名):依頼人あるいはまた賛同者にもはなりません。

日々の慌ただしさを縫い、〆切日後も応答してくださったみなさまに感謝申し上げます。

・私はパソコンもスマホももっとらんですし、基本、ネットにはつながっとらん人間です。 事務局と弁護団と

の間に何か齟齬が有るとゆうのも、第1回訴訟勉強会で初めて知りました。未だに揉め事ですか。2月に訴

訟の会総会があったとは知らんかった。もっとも、事務局への不信感から会費を払っと らんのです…。

・福島在住の私は何もお役に立てませんが応援します。使途不明金の一切が詳らかに調査され裁判ために有効

に使われることを祈っております。「本人訴訟団」と一緒に裁判できません。やりたくありません。第1回

口頭弁論では崔・朴両氏の発言・態度に大変イヤな思いをさせられました。

・同じ法廷で全く別訴訟が行われているなんて考えもしませんでした。島さん、 河合さん を信じてメーカー

訴訟に加わっています。

- ・弁護団の方々が訴訟に専念できることを願います。
- ・弁護団を支持します。訴訟の会「事務局」は、従来の日本の左翼のスタイルそのもので、 大衆運動を分裂さ

せ、非力化させるもので、断固拒否します。

・メーカー訴訟の為に集まったお金を屁理屈つけて他の運動に使うのは許せない。仲間に手 当を支払うに至っ

ては論外。

- ・裁判に集中できているのが本来の姿。一刻も早く正常化できることを心より願っています。
- ・事務担当者は裁判というもがわかっていないようです。早急分離を求めます。現在のあり 方は被告を利する

のみです。

・事務局には訴訟とは別の不純な意図が感じられます。はっきり別の組織にして会計も別に して当面の必要な

資金はカンパで募ってはいかがしょうか。ゴタゴタは非常に悪い印象です。

・私は浜岡原発仮処分裁判の事務局長をやりましたが、原告2000人を集めるために全国各地で学習会や集会を開いてもらいました。その地域への交通費は全て自己負担しておりました。会場で集めくださったカンパも全額、会計に計上し、弁護団の交通費と原告全員に送る

会報の費用に充てました。私が支払らった費用(メーカー訴訟) はそうした訴訟本来の費用 に当ててもらえるものと思って支払いました。今回報告を読んで、1日も早い、会計・運営 正常化を強く希望します。この裁判はとても大切な裁判だと思いますので全力を挙げて勝利 したいと願っています。

- ・内部のもめ事はもううんざりだ。相手も足元を見て笑っているだろう。弁護団と事務局が早く一体となって原発メーカーを攻め上げなければ!原発メーカー訴訟はマスコミも無視している。原発メーカーへの責任をとらせ、海外輸出を止めさせる当初の怒りを今こそ全力を挙げよう!!
- ・米国内での交通事故で日本メーカータカタが責任を負っています。同様に原発事故で各メーカーが責任を負うことは正義にかなうことです。東電一社に責任集中させることはスケープゴートを作ることで、不正義 injusticeです。Break the injustice! 皆様を信頼して、遠くから参加しいます。
- ・原発事故については原発メーカーにも当然責任がある思いますので訴訟に賛同しましたが、組織が複雑で、通信もニヵ所(原発メーカー訴訟事務局、原告団世話人会及び原発メーカー訴訟会船橋市在)からいただいおり、様子がわかりません。整理がついてから再参加いたします。
- ・私は活動歴も人脈も持たないただの主婦です。会費を払う事で裁判を応援したいという素 朴な気持ちで原告団に参加しました。私に取って今まで起こっている事は理解しがたくただ ただ困惑しています。正確に判断する自信がないので回答を保留します。
- ・ドイツのわたしは依頼人になります。
- · Dear colleagues in the Lawsuit,

Thank you for this update. Please consider me a "supporter". All the best. (Philippines)

- \cdot I am a supporter in the negotiations for the normalization of the funds of this lawsuit. (USA)
- ・私、社会運動に関わったことなもく、原発メーカー訴訟の趣旨と内容に賛同し、かつ今自分が参加きることということで、海外原告になりました。 その後、訴訟の会MLは今でもさらっと目を通していますが、提訴後に紆余曲折があったにせよ、関心は一点のみ、会計です。 原告募集時点での内容から資金は裁判関連費用にのみ充てられるものと考えてきました。…事務局が管理する予算は、弁護団へ移管させるべきと考えており、譲っても両原告団の人数比に応じた按分が理に適っていると思います。

訴訟の会の会計正常化を求める世話人会から:

会計報告は、言うまでもなく会員が会計状況を把握し、会の適切な収支の管理運営を判断する目印です。現状の原発メーカー訴訟の会(以下、訴訟の会と略記)の会計報告だけでは、会の目的に即した支出であるかどうかの判断ができない情況です。世話人会は、みなさんのご意見を基礎に据え、今後とも会計正常化について代理人とともに、原発メーカー訴訟の会の会計の正常化に取り組んでいきます。

当事者能力をすでに失った事務局に対し訴訟の会事務局の会計の正常化を求めて、2015年度までの月次会計報告の開示請求を、原告の当然の権利として代理人を通して請求しています。ご協力をお願いします。

をいただけたら幸いです。

以上

原発メーカー訴訟原告団世話人会

===============

弁護団・原告団では皆さまからのお便りをお待ちしています。力を合わせて勝訴をかちとり ましょう。

原発メーカー訴訟原告団世話人会のメールアドレス: genkokudan@nonukesrights.holy.jp

原発メーカー訴訟原告団世話人会及び弁護団事務局の住所:

〒104-0045

東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階

アーライツ法律事務所気付

原発メーカー訴訟原告団世話人会 または 原発メーカー訴訟弁護団事務局